

「行財政改革推進プランⅢ」令和2年度中間報告

令和元年度から令和4年度までを改革期間としている行財政改革推進プランⅢについて、令和2年9月までの取り組み状況を報告します。

本市では、平成23年度から第6次池田市総合計画によるまちづくりに取り組んでおり、そのまちづくりの基本目標の一つである「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するために、次の4つの施策を実施しています。

- ①開かれた市政の推進
- ②健全な行財政運営の推進
- ③広域行政の推進
- ④情報通信技術の活用

今後加速していく少子高齢化による扶助費の増加や、公共施設の老朽化への対策費用などを考慮すれば、市政運営に対してよりスピード感をもって効率的に行財政改革の取り組みを実施し、持続可能な行

財政基盤を確立していく必要があります。行財政改革推進プランⅢは、これまで以上に目標管理を厳格に実施するため策定したものです。なお、同プランによる改革の目標は次のとおりです。

- ①財政調整基金残高 令和4年度末20億円以上
 - ②経常収支比率90%台
 - ③実働職員数(職員数から療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定した人数)600人程度(一般会計)
 - ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進(職場環境の整備)
- 《中期目標》安定的な財政構造の確立(臨時財源補てんをせず形式収支黒字化)

令和2年9月までの主な取り組み内容は次のとおりです。

①開かれた市政の推進

【市民参画の推進】

産官学民の連携による地域課題の解決、外国人のための保育サービス付日本語教室をボランティアの協力により実施

【広報機能の充実】

「暮らしの便利帳」の官民協働による改定、SNSのさらなる活用による広報活動の推進

【情報公開などの充実】

市民意識調査の実施

②健全な行財政運営の推進

【行政の効率性と財政の健全化の確保】

新学校給食センターの開設に伴う既存学校給食センターの廃止、学校給食センターの運営の民間委託の検討、共同利用施設の再編・活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取り組みの推進、長寿命化計画策定に伴う五月山体育館の更新の検討、市立石橋保育所の廃止および跡地活用の検討、下水処理施設の運用見直し

【歳入の確保】

多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上、債権管理条例に基づく市債権の適正管理、徴

収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構への参加、職員派遣、市有財産の活用と未利用土地等の売却、ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集

【活力ある組織づくりと適正な人事管理】

多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上、人事評価制度の充実と人事管理への活用

③広域行政の推進

【他市町との連携の強化】

豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町とのさらなる連携の検討

④情報通信技術の活用

【情報システムの機能強化】

問合せ自動応答システム(AIチャットボット)の導入、AI技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上

【行政情報の活用的高度化】

ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信

【情報セキュリティ対策的高度化】

情報システム運用基準の整備

今後も、市民サービスの質を確保しながら、行財政改革に着実に取り組んでいきます。

※中間報告は市ホームページや行政情報コーナーでご覧いただけます。

問い合わせは行財政改革推進課 ☎754・7003

申請不要 上下水道料金の基本料金を減免

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出を自粛している市民の皆さんや、売り上げ減少などの影響を受けている事業者の負担を軽減するため、5月検針分から水道料金・下水道使用料の基本料金を4カ月間減免します。

2カ月に1回お届けしている「水道使用量のお知らせ」には減免前の金額が記載されますが、請求時に減免します。なお、事前申請は不要です。



○減免期間

4カ月間

奇数月検針の契約者の場合 5・7月検針分

偶数月検針の契約者の場合 6・8月検針分

○内容

基本料金を減免。

〈水道料金〉1カ月あたり基本料金781円(税込)

〈下水道使用料〉1カ月あたり基本料金517円(税込)

○対象

本市と上下水道の契約をしている方 ※湯屋用、工事に伴う臨時用料金は対象外です。詳細は上下水道部ホームページをご覧ください。

問い合わせは上下水道部営業課 ☎754・6106 FAX 751・3852

シェアサイクルラックの増設

4月より新しく12カ所ラックを増設しました。コロナ禍で自転車の需要が高まるなか、より利用しやすくなったシェアサイクルを活用してみませんか。

対象ステーション	住所	ラック数
石橋阪大前駅南第1駐輪場	石橋1	6
池田市保健福祉総合センター	城南3-1-40	8
URアルビス池田	八王寺1-8	5
URアルビス五月ヶ丘A	五月丘1-5-5	5
URアルビス五月ヶ丘B	五月丘2-4	4
URアルビス緑丘	緑丘2-1	6
夫婦池公園	八王寺2-2-1	5
猪名川運動公園	桃園2-3	4
石橋阪大前駅南第2駐輪場横	石橋4	28
池田駅前公園(公民館横)	菅原町1-1	8
池田駅前高架下	栄町1	15
サイクルベースあさひ池田店	井口堂1-12-2	6



池田駅前高架下



猪名川運動公園



夫婦池公園

問い合わせは交通道路課 ☎754・6281

後期高齢者医療 令和3年度保険料率について

同制度は主に75歳以上の方を対象とした医療制度です。次の通り、令和3年度保険料率についてお知らせします。

●保険料率について

年間保険料は、均等割額 (54,111円) に所得割額 (賦課の基となる所得金額×所得割率10.52%) を足した合計が年間の保険料になり、上限は64万円です (令和2年度と同じ)。また、賦課の基となる所得金額は各所得金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。

●保険料の軽減

世帯の所得額に応じて保険料の均等割額が下表の

通り軽減されます。区分は同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等で判定します。

また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合加入者の被扶養者であった方は、当面の間、所得割は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

●保険料額の決定について

決定する保険料額や納付方法については、7月中旬に送付する保険料額決定通知でご確認ください。



軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,233円	【基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1)】 を超えないとき
5割	27,055円	【基礎控除額 (43万円) + 28万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1)】を超えないとき
2割	43,288円	【基礎控除額 (43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 (注) - 1)】を超えないとき

(注) 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方になります。
 (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
 (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
 (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。

問い合わせは保険医療課 ☎754・6258

空き家の利活用

空家バンクへ登録を

本市と不動産・法務・建築などの専門家とが連携し、空き家所有者の方が抱えるさまざまな相談に対応・アドバイスを行いながら、空家バンクに登録した空き家情報を全国的に発信します。

時 登録期間は登録日の翌年12月末まで（再登録可）

対 市内の空き家（戸建・住宅・兼用住宅など）の所有者とその代理者、市内で空き家を探している方、移住を考えている方

※登録物件の条件として「相続登記などが済んでいる」「昭和56年5月31日以前の建物を売却する場合は、耐震診断を行っている」などがありますのでご注意ください。



空き家に関する補助事業のご案内

事業名／内容	対象	補助額
空き家など老朽木造住宅の除却工事補助事業 地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の改善を目的に、倒壊する恐れのある空き家など老朽木造住宅の除却費用の一部を補助しています。	次の全てに当てはまる建築物 ・昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造一戸建て住宅または長屋住宅 ・耐震性が不足すると市が認めるもの ・住宅の所有者が市税を滞納していない（所得などに関する制限あり）	・最大20万円を補助 ※補助を受ける場合は、事前相談が必要ですので、必ず着手前にお問い合わせください。詳細は市ホームページをご覧ください。
空家バンク仲介手数料補助制度 本市空家バンクに登録をした物件の売買契約または賃貸借契約に要する仲介手数料に対し、補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・売買・賃貸の契約を親族と締結していない ・所有者が市税を滞納していない（所得などに関する制限あり）	・売買契約で最大20万円、賃貸契約で最大5万円を補助
空家バンクインスペクション補助制度 空家バンクに登録をした物件にインスペクションを実施する所有者に対して補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・昭和56年5月31日以前に建てられた場合、耐震診断を実施している ・インスペクションの結果を外部に公表することについて所有者が同意している ・所有者が市税を滞納していない（所得などに関する制限あり）	・最大5万円を補助

問い合わせは都市政策課 ☎754・6283